

吹田市ハザードマップ原稿データ作成業務 仕様書

第1章 総 則

第1条 目的

本業務は、洪水・土砂災害における危険箇所を把握し、適切な対策を講じるとともに、これを住民に周知し、災害時における適切な避難行動等を確保するため、国・府等上位機関の最新の情報を踏まえ、過年度に作成した洪水ハザードマップ及び防災マップを修正・更新するものとする。

また、令和5年に水防法が改正され、雨水排水している全ての区域が内水浸水想定区域対象となり、吹田市においても法改正後の水防法に合致した浸水想定区域の指定を行う予定であることから、雨水出水（内水）ハザードマップを作成するものとする。

第2条 業務の名称

吹田市ハザードマップ原稿データ作成業務

第3条 履行期間

契約締結日より令和7年12月31日までとする。

第4条 仕様書の適用

本仕様書は、「吹田市ハザードマップ原稿データ作成業務」（以下「業務」という。）に関して必要な事項を定めるとともに、業務は本仕様書に従い実施しなければならない。

第5条 業務の指示及び監督

本業務の受注者は、業務の実施にあたり、当契約に基づき本市が別に定める監督員と常に密接な連絡を取り、その指示及び監督を受けなければならない。

第6条 準拠法令等

本業務は、本仕様書によるほか、下記法令・通達・基準等に準拠して実施するものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年11月15日 法律第223号）
- (2) 災害救助法（昭和22年10月18日 法律第118号）
- (3) 水防法（昭和24年6月4日 法律第193号）
- (4) 河川法（昭和39年7月10日 法律第167号）
- (5) 下水道法（昭和33年4月24日 法律第79号）
- (6) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）
- (7) 防災基本計画
- (8) 大阪府地域防災計画
- (9) 吹田市地域防災計画
- (10) 吹田市業務継続計画
- (11) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月 内閣府）
- (12) 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（平成29年1月 内閣府）
- (13) 南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について（平成29年9月 中央防災会議防災対策実行会議）
- (14) タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針（平成28年8月 国土交通省 水害に関する

場追う際・減災対策本部 防災行動計画ワーキング・グループ)

- (15) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）
- (16) 水害ハザードマップ作成の手引き（令和 5 年 4 月国土交通省水管理・国土保全局）（以下「手引き」という。）
- (17) 避難情報等に関するガイドライン（令和 3 年 5 月 内閣府（防災担当））
- (18) 令和元年台風第 19 号等を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）（令和 2 年 3 月 中央防災会議 防災対策実行会議）
- (19) 水害時の避難・応急対策の今後の在り方について（報告）（平成 28 年 3 月 中央防災会議 防災対策実行会議）
- (20) 南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（令和元年 5 月 内閣府）
- (21) 吹田市財務規則
- (22) 吹田市情報セキュリティポリシー
- (23) その他本業務に係る法令及び通達等

第7条 主任技術者等の選任

受注者は、地域防災計画改訂及びハザードマップ作成業務に精通した実務経験豊かな主任技術者を選任するものとする。なお、本業務の円滑な進捗を図るため、技術士（建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋）、技術士（都市及び地方計画）又は RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）の資格を有する選任の技術者を配置しなければならない。

また、本業務で収集整理された関連データ（GIS データなど）は、今後の業務などでも活用していく観点から、照査技術者は、技術士（建設部門）及び空間情報総括監理技術者の有資格者を配置するものとする。なお、配置にあたり資格が証明できる資料の提出により承認を得るものとする。

第8条 公的資格等

受注者は、本市より貸与を受ける庁内組織に係るデータや、職員情報データ等の情報保護及び品質管理の観点から、本市と契約を締結する事業所及び技術者が在籍する作業所が以下の資格を取得している証明として、契約時に登録証（写）を提出するものとする。

- (1) 情報セキュリティマネジメントシステム（JIS Q 27001）
- (2) プライバシーマーク（JIS Q 15001）

また、受注者は、個人情報を含む気密性の高いデータの授受を行う場合は、吹田市情報セキュリティポリシーに基づき対応するものとする。

第9条 秘密の保持

受注者は、業務上知りえた情報について、これを他人に漏らしてはならない。業務完了後も引き続きこの義務を負うものとする。

第10条 貸与資料

本業務に必要な資料として、下記を本市から貸与するものとするが、各種資料・データに含まれる個人情報・行政機密等の取り扱いには格段の配慮を行うこととする。

- (1) 吹田市洪水ハザードマップデータ
- (2) 浸水想定区域図データ

- (3) 雨水出水（内水）浸水想定区域図データ
- (4) 土砂災害警戒区域データ
- (5) 都市計画図データ
- (6) 吹田市地域防災計画
- (7) 吹田市避難情報等の判断・伝達マニュアル
- (8) 公共施設等に関する情報
- (9) その他、業務をおこなう上で発注者が必要と判断した資料

第11条 提出書類

受注者は、本業務着手にあたっては、着手届・主任技術者届・作業実施計画書、工程表、同種業務実績証明書類及び公的資格証明書類を提出し、本市の承認を受けるものとする。

また、業務完了時に、業務完了届を本市へ提出すること。

第12条 成果品の検査及び引渡し

受注者は、業務完了後に本市監督員の成果品検査を受けなければならない。本業務は、完成検査合格をもって完了するが、完了後において、明らかに受注者の責に帰する業務の瑕疵が発見された場合、受注者は直ちに当該業務の修正を行い納品するものとする。

第13条 成果品の帰属

本業務における成果品等の著作権については、全て本市に帰属するものとし、受注者は本市の許可なく使用又は貸与してはならない。

第14条 疑義

本仕様書に明記されていない事項、また、その内容の解釈に疑義を生じた場合は、速やかに本市と受注者の協議の上、決定するものとする。

第2章 業務概要

第15条 主な業務概要

本業務の作業概要は下記に示す項目であり、詳細は次章以降によるものとする。

(1) 計画準備	1 式	
(2) 資料収集整理	1 式	
(3) 雨水出水（内水）浸水想定区域指定に伴う各種計画修正案作成		1 式
(4) ハザードマップ原案の作成	1 式	
(5) 報告書作成	1 式	
(6) 打合せ協議	1 式	

第3章 業務内容

第16条 計画準備

作業の実施にあたり、仕様書及び関連規程の内容について打合せを行い、人員の配置や作業工程計画を業務実施計画書として取りまとめ、本市に提出し、承認を得るものとする。

第17条 資料収集整理

吹田市ハザードマップを作成更新するうえで必要となる基礎資料（浸水想定区域・公共施設等(避難所等)に関する情報・背景図）について、収集・整理を行うものとする。

収集資料	資料の概要
①吹田市洪水ハザードマップ https://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-somu/kikikanri/009566/kouzui.html	吹田市で作成した洪水ハザードマップに関する GIS データ(shape 形式)及び Illustrator データ(AI 形式)
②防災ブック https://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-somu/kikikanri/_102246/bosaibook.html	吹田市で作成した防災ブックに関する GIS データ(shape 形式)及び Illustrator データ(AI 形式)
③浸水想定区域 http://www.kkr.mlit.go.jp/yodogawa/activity/maintenance/possess/sotei/index.html	国土交通省近畿地方整備局等が公表している「浸水想定区域図」に関する GIS データ(shape 形式)
④洪水浸水想定区域 http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/keikaku/kozuishinso.html	大阪府が公表している「洪水浸水想定区域図」に関する GIS データ(shape 形式)
⑤雨水出水（内水）浸水想定区域	吹田市で作成した「雨水出水（内水）浸水想定区域図」に関する GIS データ(shape 形式)
⑥土砂災害警戒区域 http://www.pref.osaka.lg.jp/damusabo/dosyaho/sitei.html	大阪府が調査などを行った最新の土砂災害警戒区域等に関する GIS データ(shape 形式)
⑦公共施設等に関する情報	地域防災計画で指定している避難所等の施設や防災上重要な公共的建物(学校、公民館、警察、消防、病院、郵便局等)の名称、所在地、電話番号等が確認できる資料
⑧人口、世帯数、要配慮者情報	町丁別人口・世帯数・要配慮者に関するデータ
⑨背景図	ハザードマップの背景図として使用する最新の都市計画図等の地図データ(shape 形式)
⑩その他	その他ハザードマップ作成に必要なと認められる資料

第18条 雨水出水（内水）浸水想定区域指定に伴う各種計画修正案作成

雨水出水（内水）浸水想定区域指定に伴い、修正する必要がある以下の計画の修正文案を作成するものとする。

- (1) 吹田市地域防災計画
- (2) 吹田市避難情報等の判断・伝達マニュアル

第19条 ハザードマップ原案の作成

資料収集・整理した情報を基に、洪水ハザードマップ及び雨水出水（内水）ハザードマップを作成するものとする。

ハザードマップに掲載する情報は、別紙を参考に本市と協議のうえ決定することとする。

(1) 洪水ハザードマップ原案

ア 記載情報

マップは A1 版で作成するものとし、次に示す構成を基本として作成するものとする。

掲載情報	更新内容
洪水ハザードマップ	国・大阪府で作成した浸水想定区域図（想定最大規模の浸水深）について更新し、新たに吹田市全域版を作成するものとする。なお、記載情報については、現行のハザードマップを参考に、本市と協議の上で最新の手引きに記載されている情報を反映するものとする。
雨水出水（内水）ハザードマップ	提供する雨水出水（内水）浸水想定区域図を基に作成するものとする。なお、記載情報については、原則として、洪水ハザードマップの洪水浸水想定区域を雨水出水（内水）浸水想定区域に置き換えたものとする。
防災マップ	新たに吹田市全域版を作成するものとする。なお、記載情報については、現行のハザードマップと同様とする。

イ マップレイアウト

縮尺 1/13,000 程度を基本とし、吹田市全域を一つのマップとして作成するものとする。

(2) 共通事項

ア 施設等の情報

洪水ハザードマップ、雨水出水（内水）ハザードマップ及び防災マップに掲載する施設等の情報については、最新の情報（位置・名称等）へ更新するものとする。

イ 多言語対応

洪水ハザードマップ、雨水出水（内水）ハザードマップ及び防災マップは、英語・中国語・韓国語の3か国語を作成するものとする。翻訳したデータについては、市が提供するデータを利用し作成するものとする。

ウ 印刷用データ

印刷用のデータとして Adobe 社のイラストレータで作成するものとする。

(3) ホームページ用データ作成

住民周知に活用するためのホームページ公開用データ（PDF）を作成するものとする。

第20条 業務報告書作成

前条までに検討及び作成した内容を報告書として、電子データでとりまとめるものとする。

第21条 打合せ協議

打合せ協議は、業務を適正かつ円滑に実施するために、業務着手時・中間・成果納入時に行うことを原則とするが、必要に応じて適宜実施するものとし、打合せ後は打合せ記録簿を2部作成し、本市の承認を得るものとする。なお、議事録は本市及び受注者の双方で1部を保管する。

第4章 成 果 品 等

第22条 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------------------|-----|
| (1) 業務報告書 | 1 部 |
| (2) 吹田市ハザードマップ原案（A I データ・G I S データ） | 1 式 |
| (3) ホームページ公開用データ | 1 式 |

業務内で作成された GIS データについては、他部門でも利活用できるよう汎用性があり、且つ、世界標準フォーマットである shape 形式で納品すること。

第23条 （納入場所）

本業務の成果納入場所は、総務部 危機管理室とする。

(1) 洪水ハザードマップに記載する情報

項目	内容	項目	内容
市界	区域(ライン)	町丁目界・名	区域 (ライン)
浸水想定区域	浸水深ランク別 (面)	指定緊急避難場所	名称・位置 (ポイント)
消防関連施設	名称・位置 (ポイント)	市役所・出張所	名称・位置 (ポイント)
防災行政無線	位置 (ポイント)	津波・洪水避難ビル	名称・位置 (ポイント)
地下道	位置 (ポイント)	主要道路	名称・位置 (ライン)
鉄道・モノレール	位置 (ライン)	土砂災害警戒区域	区域(面)
河川	名称・位置 (面)		

(2) 防災マップに記載する情報項目

項目	内容	項目	内容
市界	区域(ライン)	一次避難地	区域 (面) 所在地
広域避難地	名称・区域 (面)	避難所	名称・位置 (ポイント) 所在地
津波洪水避難ビル	名称・位置 (ポイント) 所在地	福祉避難所	名称・位置 (ポイント) 所在地
補助用資機材置場	名称・位置 (ポイント)	消防関連施設	名称・位置 (ポイント)
警察関連施設	名称・位置 (ポイント)	市役所・出張所	名称・位置 (ポイント)
災害時用臨時 ヘリポート	位置 (ポイント)	防災行政無線	位置 (ポイント)
災害医療機関	名称・位置 (ポイント)	災害時給水拠点	名称・位置 (ポイント) 所在地
医療救護所	位置 (ポイント)	鉄道・モノレール	位置 (ライン)
避難路	位置 (ライン)	主要道路	名称・位置 (ライン)

(3) 雨水出水 (内水) ハザードマップに記載する情報 (案)

項目	内容	項目	内容
市界	区域(ライン)	町丁目界・名	区域 (ライン)
浸水想定区域	浸水深ランク別 (面)	指定緊急避難場所	名称・位置 (ポイント)
消防関連施設	名称・位置 (ポイント)	市役所・出張所	名称・位置 (ポイント)
防災行政無線	位置 (ポイント)	津波・洪水避難ビル	名称・位置 (ポイント)
地下道	位置 (ポイント)	主要道路	名称・位置 (ライン)
鉄道・モノレール	位置 (ライン)	土砂災害警戒区域	区域(面)